

【第1号議案】(1) 地域内フィーダー系統確保維持計画修正

新発田市生活交通ネットワーク計画 (地域内フィーダー系統確保維持計画)の修正について

1. 地域公共交通確保維持改善事業の概要等

あやめバスが、地域公共交通確保維持改善事業の補助を受けるためには生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)を、関係者が参画する市地域公共交通活性化協議会にて承認を経て、毎年度3か年計画を国に提出する必要がある。

- ・地域内フィーダー系統とは、「幹線系統(市町村間を結ぶ路線)に接続しており、地域内の移動に必要となる端末路線」という意味
- ・事業年度は、10月1日から9月30日まで

1) 補助対象となる地域内フィーダー系統の主な要件

- ①新規路線(活性化・再生総合事業を活用し、実証運行の路線は対象)
- ②幹線系統に接続(バス停の近接、共有など)
- ③地域の協議会による議論を経た計画に基づき実施されること
- ④一般乗合旅客自動車運送事業許可を受けていること(4条運行路線)
- ⑤経常赤字が見込まれること など

2) 計画書の作成と補助申請

補助計画は協議会で作成し、補助申請は、事業年度終了後にバス事業者が行う

2. 地域内フィーダー系統確保維持計画の修正

平成26年4月からの運行について見直したことから、その見直し内容に合わせて本計画の内容を修正した。

主な修正内容

- ・川東コミュニティバスの乗り入れ
- ・あやめバスの電車との接続性の向上、市内各高校への運行ルート見直し など

運行の見直しのよって生じる一日当たりの運行便数及び運行距離の変化

・運行便数

	H26.3.31 まで			H26.4.1 から	
	外回り	内回り		外回り	内回り
平日	10 便	9 便	➡	13 便(川東バス3 便)	8 便
土休日	7 便	6 便		6 便	5 便

・運行距離

	H26.3.31 まで			H26.4.1 から	
	外回り	内回り		外回り	内回り
平日	159.0 千km	141.1 千km	➡	247.1 千km(4 月~11 月) 248.5 千km(12 月~3 月)	128.6 千km
土休日	113.1 千km	97.0 千km		103.6 千km	84.8 千km

3. 国補助額の推移と見込み額

(単位：千円)

事業年度	計画申請額 (協議会作成)	内定額 (国通知)	交付申請額 (事業者作成)	交付確定額 (国通知)
H24 年度 (H24.4.1～H24.9.30)	4,342	4,342	4,342	4,342
H25 年度 (H24.10.1～H25.9.30)	9,393	9,393	9,393	H26.3
H26 年度 (H25.10.1～H26.9.30) 【計画修正前】	9,275	9,275		
H26 年度 (H25.10.1～H26.9.30) 【計画修正後】	10,040	今年度策定 修正 計画		
			H26.11 月以降	

生活交通ネットワーク計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

平成 25 年 6 月 25 日
一部変更 平成 26 年 2 月 18 日
新発田市地域公共交通活性化協議会
会 長 下 妻 勇

生活交通ネットワーク計画の名称
新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
新発田市は、人口 10 万人超の県北の中核都市であり周辺市町村からの流動も多い。市域は市街地のある本庁地区を中心として各地区が広がっており、本庁地区には公共施設や医療施設、商業施設、高校などの拠点施設が集中している。 市のバス交通は、近隣市町を結ぶ広域系統、市街地から放射状に各地区を結ぶ従来の系統に加え、菅谷・加治地区と市街地を結ぶコミュニティバス、月岡温泉と市街地を結ぶ観光イベントバス及び市街地循環バスが運行されている。 この全てのバス路線は、J R 新発田駅で結節しており、近隣市町や各地区から市街地へのアクセスに利用されている。 このうち市街地循環バスは、J R 新発田駅・西新発田駅の周辺整備、県立新発田病院の移転などの「まち」の変化や、市街地の交通空白地帯の解消と高齢者や学生などの交通弱者の利便性向上を目的として、平成 18 年 11 月から毎年度運行ルート等の見直しを進めながら、実証実験運行を実施。平成 24 年 4 月から「あやめバス」として本格運行を開始した。 また、川東地域では平成 26 年 4 月の小学校統合を契機に、地域公共交通体系の検討を地域が主体となり進められ、あやめバスの路線への乗り入れなどを盛り込んだ川東コミュニティバスが、統合小学校の開校と時同じくして運行を開始する予定となっている。 あやめバスにおいても、川東コミュニティバスの乗り入れに合わせて、これまでの乗降状況や利用者の意見などを分析・反映し、電車との接続性の向上や市内各高校への運行ルートなどの見直しを進め、平成 26 年 4 月から新たなルート、ダイヤでの運行を開始する予定となっている。 あやめバスは、鉄道や地域間幹線系統をはじめとする路線バスと J R 新発田駅で結節しており、周辺市町からの来訪者や、市民の大切な交通手段となっていることから、将来に渡り安定した運行の確保・維持を図る必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
・年間利用者数 10.5 万人以上 (4 月～9 月の半期目標 4.5 万人、10 月～3 月の半期目標 6.0 万人) ・年間収支率 30% 以上 (4 月～9 月の半期目標 26%、10 月～3 月の半期目標 34%)
(2) 事業の効果
・合併町村を含む各地区から市街地の各施設への移動利便性向上 ・中心市街地の公共交通空白地域の改善 ・自動車の運転のできない高齢者、学生などの交通弱者の移動手段の確保 ・中心市街地の活性化 ・車椅子対応の低床車両、位置情報提供システムの導入による利用環境の改善

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

運行予定者名：新潟交通観光バス株式会社

運行系統名等は、地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表1」のとおり

(1) 予定している時刻表・運行予定期間

時刻表：別紙1のとおり

運行予定期間：平成25年10月1日～

(2) 運行事業者決定の経緯

① 当該事業者は長年に渡り、地域住民の身近な交通手段として親しまれ、信頼がある。当該事業者が引き続きバス運行を担うことで、地元住民に安心かつ安全なサービスを提供できるものと期待できる。

② 当該事業者は、平成18年11月から平成24年3月までの市街地循環バス実証実験運行、及び、平成24年4月からのあやめバス運行の実績があり、この間、重大な事故等もなく適切な運行であった。

また、当市に営業所があり、地域事情に精通しているため、不測の事態にも迅速に対応でき、安全で円滑な運行が滞りなくできるものと期待できる。

③ 市内の路線バス網及び法令・制度に関して熟知していること

④ 今後、地域住民と共に、各地区の公共交通の見直しを進める際に関連して、あやめバスの見直し等を行うことが考えられ、また、運行を維持するためには、社会情勢や利用者ニーズにマッチした運行が必要である。

当該事業者は、当市のバス交通網を担い、熟知していることから、他路線との競合調整や地域間幹線系統との円滑な接続、また、将来的な路線延伸などの企画提案ができ、より効果的で安定した運行の維持及び発展が可能であるものと期待できる。

(3) 既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明（要綱別表6のハ）

あやめバスは、バス事業者と協議し他のバス路線との競合に配慮しているとともに、新発田駅を主な交通結節点として、地域間幹線系統をはじめ他の交通機関との乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」のとおり

5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり

8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
(2) 事業の効果	
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
11. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成23年5月27日 大まかな計画全般について協議し、合意を得られた。 ・平成24年2月14日 市街地循環バスの本格運行及び運行事業者について協議し、合意を得られた。 ・平成24年5月31日 事業内容、費用負担、計画全体について協議し、合意を得られた。平成24年度及び平成25年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。 ・平成25年5月31日 事業内容、費用負担、計画全体について協議し、合意を得られた。平成26年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。 ・平成25年11月7日 あやめバスの一部運行見直し、川東地区の公共交通見直しについて協議し、合意を得られた。 ・平成26年2月18日 平成26年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について	
12. 利用者等の意見の反映	
協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、新発田市自治会連合会、地域住民で組織するNPO法人七葉の代表が参加しており、協議会での議論を反映して計画を策定した。 また、平成25年1月から事務局職員が定期的にあやめバスに乗車し、利用実態調査や利用者の聞き取り調査を行っている。これらニーズ等のデータを集積し、今後の見直しに活用したいと考えている。	
13. 協議会メンバーの構成員	
関係県	新潟県新発田地域振興局企画振興部
関係市	新発田市
交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通観光バス(株)新発田営業所、(公社)新潟県バス協会、新発田ハイヤー協会、東日本旅客鉄道(株)新潟支社、新潟国道事務所、新潟県新発田地域振興局地域整備部、新発田市地域整備課、新発田警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	連合新潟下越地域協議会新発田支部、新発田商工会議所、NPO法人七葉、新発田市自治会連合会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県新発田市中央町4-10-4

(所 属) 新発田市市民まちづくり支援課

(氏 名) 溝口 茂伸

(電 話) 0254-22-3101内線1434

(e-mail) machizukuri@city.shibata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

H26

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	外回り(大栄町2丁目経由) 3月31日まで	地域内フィーダー	1,340.5	①	地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)と新発田駅前停留所にて近接	③
	新潟交通観光バス株式会社	外回り(豊浦病院前経由) 3月31日まで	地域内フィーダー	1,112.0	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	内回り(大栄町2丁目経由) 3月31日まで	地域内フィーダー	1,607.5	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	内回り(豊浦病院前経由) 3月31日まで	地域内フィーダー	550.0	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	外回り(大栄町2丁目経由) 4月1日から	地域内フィーダー	1,373.5	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	外回り(豊浦病院前経由) 4月1日から	地域内フィーダー	590.5	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	内回り(大栄町2丁目経由) 4月1日から	地域内フィーダー	1,262.0	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	内回り(豊浦病院前経由) 4月1日から	地域内フィーダー	583.5	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	外回り(東新町2丁目経由) 4月1日から	地域内フィーダー	219.0	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	外回り(豊浦病院経由、緑町経由なし)4月1日から	地域内フィーダー	340.0	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	内回り(城北町ニュータウン起点、大栄町2丁目経由) 4月1日から	地域内フィーダー	124.0	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	川東コバス(宮古木村中起点、外回り市街地循環路線) 4月1日から	地域内フィーダー	661.5	①		①
	新潟交通観光バス株式会社	川東コバス(農業サポートセンター起点、外回り市街地循環路線) 4月1日から	地域内フィーダー	276.5	①		①
合 計				10,040.0			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

H27

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	外回り(大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	2,732.0	①	地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)と新発田駅前停留所にて近接	③
	新潟交通観光バス株式会社	外回り(豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	1,178.0	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	内回り(大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	2,500.5	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	内回り(豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	1,164.5	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	外回り(東新町2丁目経由)	地域内フィーダー	428.0	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	外回り(豊浦病院経由、緑町経由なし)	地域内フィーダー	664.0	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	内回り(城北町ニュータウン起点、大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	242.5	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	川東コバス(宮古木村中起点、外回り市街地循環路線)4月～11月運行	地域内フィーダー	862.5	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	川東コバス(宮古木村中起点、山立経由、外回り市街地循環路線)12月～3月運行	地域内フィーダー	439.0	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	川東コバス(農業サポートセンター起点、外回り市街地循環路線)	地域内フィーダー	540.0	①		③
合 計				10,751.0			

(注)

- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

H28

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	外回り(大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	2,741.5	①	地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)と新発田駅前停留所にて近接	③
	新潟交通観光バス株式会社	外回り(豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	1,181.5	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	内回り(大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	2,511.5	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	内回り(豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	1,167.5	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	外回り(東新町2丁目経由)	地域内フィーダー	431.5	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	外回り(豊浦病院経由、緑町経由なし)	地域内フィーダー	669.5	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	内回り(城北町ニュータウン起点、大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	244.5	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	川東コバス(宮古木村中起点、外回り市街地循環路線)4月～11月運行	地域内フィーダー	868.0	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	川東コバス(宮古木村中起点、山立経由、外回り市街地循環路線)12月～3月運行	地域内フィーダー	444.5	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	川東コバス(農業サポートセンター起点、外回り市街地循環路線)	地域内フィーダー	544.5	①		③
合 計				10,804.0			

(注)

- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	新潟交通観光バス株式会社	平成26年度
------	--------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	811,096 千円	営業外収益	2,378 千円	経常収益(イ)	813,474 千円
	営業費用	945,408 千円	営業外費用	313 千円	経常費用(ロ)	945,721 千円
	営業損益	▲ 134,312 千円	営業外損益	2,065 千円	経常損益	▲ 132,247 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,663,876.0 km				経常収支率	86.01 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	777,016 千円	営業外収益	1,972 千円	経常収益(イ')	778,988 千円
	営業費用	931,214 千円	営業外費用	257 千円	経常費用(ロ')	931,471 千円
	営業損益	▲ 154,198 千円	営業外損益	1,715 千円	経常損益	▲ 152,483 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	3,621,804.2 km				経常収支率	83.62 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	798,382 千円	営業外収益	1,244 千円	経常収益(イ'')	799,626 千円
	営業費用	909,410 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	909,410 千円
	営業損益	▲ 111,028 千円	営業外損益	1,244 千円	経常損益	▲ 109,784 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	3,647,906.7 km				経常収支率	87.92 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ}' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
羽越(一般乗合)	249円.29銭	257円.18銭	258円.12銭	1.76 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ $\div$ ハ
羽越(一般乗合)	262円68銭	316円18銭	262円68銭	222円02銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ 部分及び同一補助ブロッ ク市区町村外乗り入れ部 分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)) $\div$ チ=ル	計画実車走行キ ロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ		ヌ			
羽越(一般乗合)	1	外回り (大栄町2丁目経由) 3月31日まで	新発田駅	大栄町 2丁目	新発田 営業所	182 日	910.0 回	往 15.9km 復 0.0km	(平均) 15.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.000%	14,287.0km
羽越(一般乗合)	2	外回り (豊浦病院前経由) 3月31日まで	新発田駅	農業高 校前	新発田 営業所	182 日	727.0 回	往 16.3km 復 0.0km	16.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	11,851.1km
羽越(一般乗合)	3	内回り (大栄町2丁目経由) 3月31日まで	新発田駅	大栄町 2丁目	新発田 営業所	182 日	1,091.0 回	往 15.7km 復 0.0km	15.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	17,129.7km
羽越(一般乗合)	4	内回り (豊浦病院前経由) 3月31日まで	新発田駅	農業高 校前	新発田 営業所	182 日	364.0 回	往 16.1km 復 0.0km	16.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	5,860.4km
羽越(一般乗合)	5	外回り (大栄町2丁目経由) 4月1日から	新発田駅	大栄町 2丁目	新発田 営業所	183 日	857.0 回	往 16.8km 復 0.0km	16.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	14,638.6km
羽越(一般乗合)	6	外回り (豊浦病院前経由) 4月1日から	新発田駅	農業高 校前	新発田 営業所	183 日	366.0 回	往 17.2km 復 0.0km	17.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	6,295.2km
羽越(一般乗合)	7	内回り (大栄町2丁目経由) 4月1日から	新発田駅	大栄町 2丁目	新発田 営業所	183 日	799.0 回	往 16.6km 復 0.0km	16.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	13,446.4km
羽越(一般乗合)	8	内回り (豊浦病院前経由) 4月1日から	新発田駅	農業高 校前	新発田 営業所	183 日	366.0 回	往 17.0km 復 0.0km	17.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	6,222.0km
羽越(一般乗合)	9	外回り (東新町2丁目経由) 4月1日から	新発田営業所	東新町 2丁目	新発田 駅	125 日	125.0 回	往 18.7km 復 0.0km	18.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,337.5km
羽越(一般乗合)	10	外回り (緑町経由なし) 4月1日から	新発田駅	農業高 校前	新発田 営業所	125 日	250.0 回	往 14.5km 復 0.0km	14.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	3,625.0km
羽越(一般乗合)	11	内回り (城北町NT起点) 4月1日から	城北町 ニュー タウン	大栄町 2丁目	新発田 駅	125 日	125.0 回	往 10.6km 復 0.0km	10.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,325.0km
羽越(一般乗合)	12	川東コミバス 外回り 4月1日から	宮古木 村中	市街地 循環線	新発田 営業所	125 日	250.0 回	往 28.2km 復 0.0km	28.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	7,050.0km
羽越(一般乗合)	13	川東コミバス 外回り 4月1日から	農業サ ポートセ ンター	市街地 循環線	新発田 営業所	125 日	125.0 回	往 23.6km 復 0.0km	23.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,950.0km
合計		系統						往 227.2km 復 0.0km	227.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		107,017.9km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ－カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ホ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
羽越(一般乗合)	1	3,752,909 円	74円.97銭	1,071,097 円	2,681,812 円	2,681,812 円	2,681 千円	1,340.5 千円		
羽越(一般乗合)	2	3,113,046 円	74円.97銭	888,477 円	2,224,569 円	2,224,569 円	2,224 千円	1,112.0 千円		
羽越(一般乗合)	3	4,499,629 円	74円.97銭	1,284,214 円	3,215,415 円	3,215,415 円	3,215 千円	1,607.5 千円		
羽越(一般乗合)	4	1,539,409 円	74円.97銭	439,355 円	1,100,054 円	1,100,054 円	1,100 千円	550.0 千円		
羽越(一般乗合)	5	3,845,267 円	74円.97銭	1,097,456 円	2,747,811 円	2,747,811 円	2,747 千円	1,373.5 千円		
羽越(一般乗合)	6	1,653,623 円	74円.97銭	471,952 円	1,181,671 円	1,181,671 円	1,181 千円	590.5 千円		
羽越(一般乗合)	7	3,532,100 円	74円.97銭	1,008,077 円	2,524,023 円	2,524,023 円	2,524 千円	1,262.0 千円		
羽越(一般乗合)	8	1,634,394 円	74円.97銭	466,464 円	1,167,930 円	1,167,930 円	1,167 千円	583.5 千円		
羽越(一般乗合)	9	614,014 円	74円.97銭	175,243 円	438,771 円	438,771 円	438 千円	219.0 千円		
羽越(一般乗合)	10	952,215 円	74円.97銭	271,767 円	680,448 円	680,448 円	680 千円	340.0 千円		
羽越(一般乗合)	11	348,051 円	74円.97銭	99,336 円	248,715 円	248,715 円	248 千円	124.0 千円		
羽越(一般乗合)	12	1,851,894 円	74円.97銭	528,539 円	1,323,355 円	1,323,355 円	1,323 千円	661.5 千円		
羽越(一般乗合)	13	774,906 円	74円.97銭	221,162 円	553,744 円	553,744 円	553 千円	276.5 千円		
合計		28,111,457 円		8,023,139 円	20,088,318 円	20,088,318 円	20,081 千円	10,040.0 千円	19,839 千円	10,040 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ヲ－カ=ム	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ム－ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越（一般乗合）	1	2,681,812 円										
羽越（一般乗合）	2	2,224,569 円										
羽越（一般乗合）	3	3,215,415 円										
羽越（一般乗合）	4	1,100,054 円										
羽越（一般乗合）	5	2,747,811 円										
羽越（一般乗合）	6	1,181,671 円										
羽越（一般乗合）	7	2,524,023 円										
羽越（一般乗合）	8	1,167,930 円										
羽越（一般乗合）	9	438,771 円										
羽越（一般乗合）	10	680,448 円										
羽越（一般乗合）	11	248,715 円										
羽越（一般乗合）	12	1,323,355 円										
羽越（一般乗合）	13	553,744 円										
合計		20,088,318 円	10,048,318 円	円	%	円	%	10,048,318 円	100.0%	円	%	新発田市地域公共交通活性化協議会

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請 番号	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+(g÷f-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 $g \times (1+(h \div 2))^2 = \text{ノ}$
羽越(一般乗合)	1	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	2	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	3	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	4	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	5	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	6	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	7	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	8	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	9	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	10	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	11	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	12	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	13	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	新潟交通観光バス株式会社	平成27年度
------	--------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	811,096 千円	営業外収益	2,378 千円	経常収益(イ)	813,474 千円
	営業費用	945,408 千円	営業外費用	313 千円	経常費用(ロ)	945,721 千円
	営業損益	▲ 134,312 千円	営業外損益	2,065 千円	経常損益	▲ 132,247 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		3,663,876.0 km			経常収支率	86.01 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	777,016 千円	営業外収益	1,972 千円	経常収益(イ')	778,988 千円
	営業費用	931,214 千円	営業外費用	257 千円	経常費用(ロ')	931,471 千円
	営業損益	▲ 154,198 千円	営業外損益	1,715 千円	経常損益	▲ 152,483 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		3,621,804.2 km			経常収支率	83.62 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	798,382 千円	営業外収益	1,244 千円	経常収益(イ'')	799,626 千円
	営業費用	909,410 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	909,410 千円
	営業損益	▲ 111,028 千円	営業外損益	1,244 千円	経常損益	▲ 109,784 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		3,647,906.7 km			経常収支率	87.92 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''= a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+(c÷b)- 1))÷2 = d
羽越(一般乗合)	249円.29銭	257円.18銭	258円.12銭	1.76 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² =ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
羽越(一般乗合)	262円68銭	316円18銭	262円68銭	222円02銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ 部分及び同一補助ブロッ ク市区町村外乗り入れ部 分以外のキロ程の比率	計画実車走行キ ロ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	(チー(リ＋ヌ))÷チ＝ル	ヲ			
羽越(一般 乗合)	1	外回り (大栄町2丁目 経由)	新発 田駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	365	日	往 16.8km 復 0.0km	(平均) 16.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.000%	29,113.2km
羽越(一般 乗合)	2	外回り (豊浦病院前経 由)	新発 田駅	農業高 校前	新発田 営業所	365	日	往 17.2km 復 0.0km	17.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	12,556.0km
羽越(一般 乗合)	3	内回り (大栄町2丁目 経由)	新発 田駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	365	日	往 16.6km 復 0.0km	16.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	26,642.8km
羽越(一般 乗合)	4	内回り (豊浦病院前経 由)	新発 田駅	農業高 校前	新発田 営業所	365	日	往 17.0km 復 0.0km	17.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	12,410.0km
羽越(一般 乗合)	5	外回り (東新町2丁目 経由)	新発田 営業所	東新町2 丁目	新発田 駅	244	日	往 18.7km 復 0.0km	18.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	4,562.8km
羽越(一般 乗合)	6	外回り (緑町経由なし)	新発 田駅	農業高 校前	新発田 営業所	244	日	往 14.5km 復 0.0km	14.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	7,076.0km
羽越(一般 乗合)	7	内回り (城北町NT起 点)	城北町 ニュー タウン	大栄町2 丁目	新発田 駅	244	日	往 10.6km 復 0.0km	10.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,586.4km
羽越(一般 乗合)	8	川東コミバス 外回り (4月～11月)	宮古木 村中	市街地 循環線	新発田 営業所	163	日	往 28.2km 復 0.0km	28.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	9,193.2km
羽越(一般 乗合)	9	川東コミバス 外回り (12月～3月)	宮古木 村中	山立經由 市街地循 環線	新発田 営業所	81	日	往 28.9km 復 0.0km	28.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	4,681.8km
羽越(一般 乗合)	10	川東コミバス 外回り	農業サ ポートセ ンター	市街地 循環線	新発田 営業所	244	日	往 23.6km 復 0.0km	23.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	5,758.4km
合計		系統						往 192.1km 復 0.0km	192.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		114,580.6km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 フーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
羽越(一般乗合)	1	7,647,455 円	74円.97銭	2,182,617 円	5,464,838 円	5,464,838 円	5,464 千円	2,732.0 千円		
羽越(一般乗合)	2	3,298,210 円	74円.97銭	941,324 円	2,356,886 円	2,356,886 円	2,356 千円	1,178.0 千円		
羽越(一般乗合)	3	6,998,530 円	74円.97銭	1,997,411 円	5,001,119 円	5,001,119 円	5,001 千円	2,500.5 千円		
羽越(一般乗合)	4	3,259,858 円	74円.97銭	930,378 円	2,329,480 円	2,329,480 円	2,329 千円	1,164.5 千円		
羽越(一般乗合)	5	1,198,556 円	74円.97銭	342,074 円	856,482 円	856,482 円	856 千円	428.0 千円		
羽越(一般乗合)	6	1,858,723 円	74円.97銭	530,488 円	1,328,235 円	1,328,235 円	1,328 千円	664.0 千円		
羽越(一般乗合)	7	679,395 円	74円.97銭	193,903 円	485,492 円	485,492 円	485 千円	242.5 千円		
羽越(一般乗合)	8	2,414,869 円	74円.97銭	689,215 円	1,725,654 円	1,725,654 円	1,725 千円	862.5 千円		
羽越(一般乗合)	9	1,229,815 円	74円.97銭	350,995 円	878,820 円	878,820 円	878 千円	439.0 千円		
羽越(一般乗合)	10	1,512,616 円	74円.97銭	431,708 円	1,080,908 円	1,080,908 円	1,080 千円	540.0 千円		
合計		30,098,027 円		8,590,113 円	21,507,914 円	21,507,914 円	21,502 千円	10,751.0 千円	19,839 千円	10,751 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越（一般 乗合）	1	5,464,838 円										
羽越（一般 乗合）	2	2,356,886 円										
羽越（一般 乗合）	3	5,001,119 円										
羽越（一般 乗合）	4	2,329,480 円										
羽越（一般 乗合）	5	856,482 円										
羽越（一般 乗合）	6	1,328,235 円										
羽越（一般 乗合）	7	485,492 円										
羽越（一般 乗合）	8	1,725,654 円										
羽越（一般 乗合）	9	878,820 円										
羽越（一般 乗合）	10	1,080,908 円										
合計		21,507,914 円	10,756,914 円	円	%	円	%	10,756,914 円	100.0%	円	%	新発田市地 域公共交通 活性化協議

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請 番号	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間※) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+(g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 $g \times (1+(h \div 2))^2 = \text{ノ}$
羽越(一般乗合)	1	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	2	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	3	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	4	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	5	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	6	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	7	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	8	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	9	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	10	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	新潟交通観光バス株式会社	平成28年度
------	--------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	811,096 千円	営業外収益	2,378 千円	経常収益(イ)	813,474 千円
	営業費用	945,408 千円	営業外費用	313 千円	経常費用(ロ)	945,721 千円
	営業損益	▲ 134,312 千円	営業外損益	2,065 千円	経常損益	▲ 132,247 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		3,663,876.0 km			経常収支率	86.01 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	777,016 千円	営業外収益	1,972 千円	経常収益(イ')	778,988 千円
	営業費用	931,214 千円	営業外費用	257 千円	経常費用(ロ')	931,471 千円
	営業損益	▲ 154,198 千円	営業外損益	1,715 千円	経常損益	▲ 152,483 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		3,621,804.2 km			経常収支率	83.62 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	798,382 千円	営業外収益	1,244 千円	経常収益(イ'')	799,626 千円
	営業費用	909,410 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	909,410 千円
	営業損益	▲ 111,028 千円	営業外損益	1,244 千円	経常損益	▲ 109,784 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		3,647,906.7 km			経常収支率	87.92 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''= a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+(c÷b)- 1))÷2 = d
羽越(一般乗合)	249円.29銭	257円.18銭	258円.12銭	1.76 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² =ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
羽越(一般乗合)	262円68銭	316円18銭	262円68銭	222円02銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ 部分及び同一補助ブロッ ク市区町村外乗り入れ部 分以外のキロ程の比率	計画実車走行キ ロ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	(チー(リ＋ヌ))÷チ＝ル	ヲ			
羽越(一般 乗合)	1	外回り (大栄町2丁目 経由)	新発 田駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	366	日	1,710.0	回	往 16.8km 復 0.0km	(平均) 16.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.000%	29,214.0km
羽越(一般 乗合)	2	外回り (豊浦病院前経 由)	新発 田駅	農業高 校前	新発田 営業所	366	日	732.0	回	往 17.2km 復 0.0km	17.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	12,590.4km
羽越(一般 乗合)	3	内回り (大栄町2丁目 経由)	新発 田駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	366	日	1,590.0	回	往 16.6km 復 0.0km	16.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	26,760.0km
羽越(一般 乗合)	4	内回り (豊浦病院前経 由)	新発 田駅	農業高 校前	新発田 営業所	366	日	732.0	回	往 17.0km 復 0.0km	17.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	12,444.0km
羽越(一般 乗合)	5	外回り (東新町2丁目 経由)	新発田 営業所	東新町2 丁目	新発田 駅	246	日	246.0	回	往 18.7km 復 0.0km	18.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	4,600.2km
羽越(一般 乗合)	6	外回り (緑町経由なし)	新発 田駅	農業高 校前	新発田 営業所	246	日	492.0	回	往 14.5km 復 0.0km	14.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	7,134.0km
羽越(一般 乗合)	7	内回り (城北町NT起 点)	城北町 ニュー タウン	大栄町2 丁目	新発田 駅	246	日	246.0	回	往 10.6km 復 0.0km	10.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,607.6km
羽越(一般 乗合)	8	川東コミバス 外回り (4月～11月)	宮古木 村中	市街地 循環線	新発田 営業所	164	日	328.0	回	往 28.2km 復 0.0km	28.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	9,249.6km
羽越(一般 乗合)	9	川東コミバス 外回り (12月～3月)	宮古木 村中	山立經由 市街地循 環線	新発田 営業所	82	日	164.0	回	往 28.9km 復 0.0km	28.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	4,739.6km
羽越(一般 乗合)	10	川東コミバス 外回り	農業サ ポートセ ンター	市街地 循環線	新発田 営業所	246	日	246.0	回	往 23.6km 復 0.0km	23.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	5,805.6km
合計		系統								往 192.1km 復 0.0km	192.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		115,145.0km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり 経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 フーカ=ヨ	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほう の額) ラ
羽越(一般 乗合)	1	7,673,933 円	74円.97銭	2,190,174 円	5,483,759 円	5,483,759 円	5,483 千円	2,741.5 千円		
羽越(一般 乗合)	2	3,307,246 円	74円.97銭	943,903 円	2,363,343 円	2,363,343 円	2,363 千円	1,181.5 千円		
羽越(一般 乗合)	3	7,029,316 円	74円.97銭	2,006,198 円	5,023,118 円	5,023,118 円	5,023 千円	2,511.5 千円		
羽越(一般 乗合)	4	3,268,789 円	74円.97銭	932,927 円	2,335,862 円	2,335,862 円	2,335 千円	1,167.5 千円		
羽越(一般 乗合)	5	1,208,380 円	74円.97銭	344,877 円	863,503 円	863,503 円	863 千円	431.5 千円		
羽越(一般 乗合)	6	1,873,959 円	74円.97銭	534,836 円	1,339,123 円	1,339,123 円	1,339 千円	669.5 千円		
羽越(一般 乗合)	7	684,964 円	74円.97銭	195,492 円	489,472 円	489,472 円	489 千円	244.5 千円		
羽越(一般 乗合)	8	2,429,684 円	74円.97銭	693,443 円	1,736,241 円	1,736,241 円	1,736 千円	868.0 千円		
羽越(一般 乗合)	9	1,244,998 円	74円.97銭	355,328 円	889,670 円	889,670 円	889 千円	444.5 千円		
羽越(一般 乗合)	10	1,525,015 円	74円.97銭	435,246 円	1,089,769 円	1,089,769 円	1,089 千円	544.5 千円		
合計		30,246,284 円		8,632,424 円	21,613,860 円	21,613,860 円	21,609 千円	10,804.0 千円	19,839 千円	10,804 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の 者」の具体的 概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越（一般 乗合）	1	5,483,759 円										
羽越（一般 乗合）	2	2,363,343 円										
羽越（一般 乗合）	3	5,023,118 円										
羽越（一般 乗合）	4	2,335,862 円										
羽越（一般 乗合）	5	863,503 円										
羽越（一般 乗合）	6	1,339,123 円										
羽越（一般 乗合）	7	489,472 円										
羽越（一般 乗合）	8	1,736,241 円										
羽越（一般 乗合）	9	889,670 円										
羽越（一般 乗合）	10	1,089,769 円										
合計		21,613,860 円	10,809,860 円	円	%	円	%	10,809,860 円	100.0%	円	%	新発田市地 域公共交通 活性化協議

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請 番号	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+(g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 $g \times (1+(h \div 2))^2 = \text{ノ}$
羽越(一般乗合)	1	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	2	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	3	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	4	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	5	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	6	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	7	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	8	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	9	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	10	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

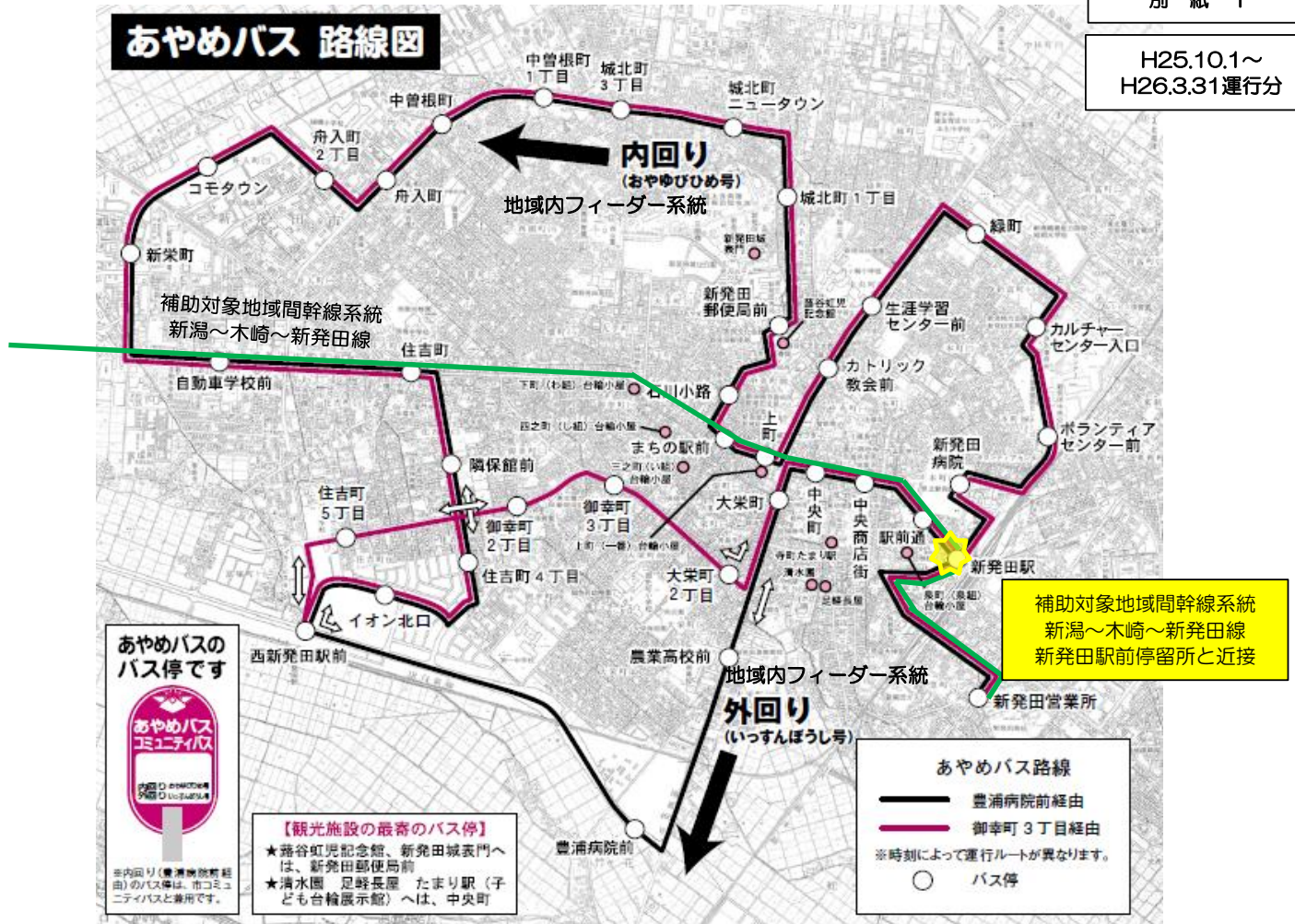
- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

H25.10.1～
H26.3.31運行分

あやめバス 路線図



外回り(いっすんぼうし号)

時刻表の時刻は、発車予定時刻です。天候や交通状況、乗降数などにより前後する場合があります。

乗りやすく、便利なあやめバス。
どうぞご利用ください！

運行日	行き先	新発田営業所	新発田駅前	駅前通	中央商店街	中央町	大栄町	大栄町2丁目	御幸町3丁目	御幸町2丁目	住吉町5丁目	農業高校前	豊浦病院前	西新発田駅前	イオン北口	隣保館前	住吉町4丁目	御幸町2丁目	大栄町2丁目	大栄町	中央町	中央商店街	駅前通	新発田駅前	新発田営業所
平日のみ	循環	7:20	7:25	7:28	7:27	7:28	7:29	-	-	-	-	7:30	7:33	申請番号2	新発田営業所～農業高校前～新発田駅前	06	8:07	8:09	8:13	8:14	8:16	8:17	8:18	8:19	-
平日のみ	循環	-	8:25	8:28	8:27	8:28	8:29	-	-	-	-	8:30	8:33	申請番号2	新発田駅前～農業高校前～新発田駅前	06	9:07	9:09	9:13	9:14	9:16	9:17	9:18	9:21	-
毎日	新発田営業所	9:25	9:30	9:31	9:32	9:33	9:34	-	-	-	-	9:35	9:38	申請番号2	新発田駅前～農業高校前～新発田営業所	11	10:12	10:14	10:18	10:19	10:21	10:22	10:23	10:24	10:29
毎日	循環	10:55	11:00	11:01	11:02	11:03	11:04	11:05	11:07	11:08	11:10	-	-	申請番号1	新発田営業所～新発田駅前～新発田営業所	11	11:42	11:44	11:48	11:49	11:51	11:52	11:53	11:54	-
毎日	新発田営業所	-	12:00	12:01	12:02	12:03	12:04	12:06	12:07	12:08	12:10	-	-	申請番号1	新発田駅前～大栄町2丁目～新発田営業所	41	12:42	12:44	12:48	12:49	12:51	12:52	12:53	12:54	12:59
毎日	循環	13:30	13:35	13:36	13:37	13:38	13:39	13:41	13:42	13:43	13:45	-	-	申請番号1	新発田営業所～大栄町2丁目～新発田駅前	16	14:17	14:19	14:23	14:24	14:26	14:27	14:28	14:29	-
毎日	循環	-	14:35	14:36	14:37	14:38	14:39	14:41	14:42	14:43	14:45	-	-	申請番号1	新発田駅前～大栄町2丁目～新発田駅前	16	15:17	15:19	15:23	15:24	15:26	15:27	15:28	15:29	-
毎日	新発田営業所	-	15:35	15:38	15:37	15:38	15:39	15:41	15:42	15:43	15:45	-	-	申請番号1	新発田駅前～大栄町2丁目～新発田営業所	16	16:17	16:19	16:23	16:24	16:26	16:27	16:28	16:29	16:34
毎日	循環(平日) 土曜(土曜)	17:05	17:10	17:11	17:12	17:13	17:14	-	-	-	-	17:15	17:18	申請番号2	新発田営業所～農業高校前～新発田営業所、新発田駅前	51	17:52	17:54	17:58	17:59	18:01	18:02	18:03	18:04	18:09
平日のみ	新発田営業所	-	18:10	18:11	18:12	18:13	18:14	-	-	-	-	18:15	18:18	申請番号2	新発田駅前～農業高校前～新発田営業所	51	18:52	18:54	18:58	18:59	19:01	19:02	19:03	19:04	19:09

[平日のみは、月～金曜日運行(祝日、12/31～1/2を除く)]

※は、土・日曜日、祝日、12/31～1/2のみ、新発田営業所発着

[平日のみは、月～金曜日運行(祝日、12/31～1/2を除く)]

※は、土・日曜日、祝日、12/31～1/2のみ、新発田営業所発着

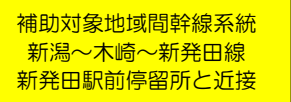
内回り(おやゆびひめ号)

※12/13～16及び12/23～1/3は運休

③折り返し

運行日	行き先	新発田営業所	新発田駅前	駅前通	中央商店街	中央町	大栄町	大栄町2丁目	御幸町3丁目	御幸町2丁目	住吉町5丁目	農業高校前	豊浦病院前	西新発田駅前	イオン北口	隣保館前	住吉町4丁目	御幸町2丁目	大栄町2丁目	大栄町	中央町	中央商店街	駅前通	新発田駅前	新発田営業所		
平日のみ	循環	7:05	7:10	7:11	7:12	7:13	7:14	7:15	申請番号3	新発田営業所～大栄町2丁目～新発田駅前	7:44	7:45	7:51	7:53	7:55	7:57	7:58	-	-	8:00	8:01	8:02	8:03	8:04	-		
平日のみ	循環	-	8:05	8:06	8:07	8:08	8:09	8:10	申請番号3	新発田駅前～大栄町2丁目～新発田駅前	8:39	8:40	8:46	8:48	8:50	8:52	8:53	-	-	8:55	8:56	8:57	8:58	8:59	-		
毎日	新発田営業所	8:55	9:00	9:01	9:02	9:03	9:04	9:06	申請番号3	新発田駅前～農業高校前～新発田営業所	9:34	9:35	9:41	9:43	9:45	9:47	9:48	-	-	9:50	9:51	9:52	9:53	9:54	9:59		
平日のみ	土曜	9:25	9:30	9:31	9:32	9:33	9:34	9:36	申請番号4	新発田営業所～農業高校前～新発田駅前	12:04	12:05	12:12	-	-	-	-	-	-	12:15	12:16	12:20	12:21	12:22	12:24	-	
毎日	新発田営業所	-	12:30	12:31	12:32	12:33	12:34	12:36	申請番号4	新発田駅前～農業高校前～新発田営業所	13:04	13:05	13:12	-	-	-	-	-	-	13:15	13:16	13:20	13:21	13:22	13:23	13:24	13:29
毎日	循環	13:55	14:00	14:01	14:02	14:03	14:04	14:06	申請番号3	新発田営業所～大栄町2丁目～新発田駅前	14:34	14:35	14:41	14:43	14:45	14:47	14:48	-	-	14:50	14:51	14:52	14:53	14:54	-		
毎日	新発田営業所	-	15:00	15:01	15:02	15:03	15:04	15:06	申請番号3	新発田駅前～大栄町2丁目～新発田営業所	15:34	15:35	15:41	15:43	15:45	15:47	15:48	-	-	15:50	15:51	15:52	15:53	15:54	15:59		
平日のみ	土曜	16:45	16:46	16:47	16:48	16:49	16:50	16:52	申請番号3	新発田営業所～大栄町2丁目～新発田駅前、新発田営業所	18:19	18:20	18:26	18:28	18:30	18:32	18:33	-	-	18:36	18:37	18:38	18:39	18:44	-		
平日のみ	土曜	17:40	17:46	17:47	17:48	17:49	17:53	申請番号3	新発田駅前～大栄町2丁目～新発田営業所	19:24	19:25	19:31	19:33	19:35	19:37	19:38	-	-	19:40	19:41	19:42	19:43	19:44	19:49	-		

H26.4.1～運行分



「平日のみ」は、月～金曜日運行（祝日、12/31、1/2は運休） ※は、土曜・日曜日、祝日、12/31、1/2のみ新発田営業所発着

[illegible]

川東コミュニティバス 路線図

別紙 3

H26.4.1～運行分

補助対象地域間幹線系統
新潟～木崎～新発田線
新発田駅前停留所と近接

凡例

- 申請番号 H26:12 H27、28:8 宮古木村中起点、外回り循環路線(4月～11月運行)
- 申請番号 H27、28:9 宮古木村中起点、山立経由、外回り循環路線(12月～3月運行)
- 申請番号 H26:13 H27、28:10 農業サポートセンター起点、外回り循環路線
- 地域間幹線系統 新潟～木崎～新発田線

凡例

- バス停(川東コミュニティバス) ●
- バス停(市街地循環路線主要のみ) ○
- 定時路線 ———
- 市街地循環路線
 - 12月～3月の登校・下校時運行 - - -

※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は『あやめバス時刻表』をご覧ください。